

第 21 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日

令 和 7 年 2 月 25 日

開 催 場 所

行 田 市 産 業 文 化 会 館 2 A 会 議 室

開 議 時 刻

9 時 00 分

閉 議 時 刻

9 時 39 分

会 長

藤 間 光 治

会長代理

中 村 賢 一・伊 東 普 丈

農
業
委
員
出
席
状
況

議席
番号

氏 名

摘 要

議席
番号

氏 名

摘 要

1

藤 間 光 治

出 ○ 席 欠 席

9

新 井 健 一

出 ○ 席 欠 席

2

中 村 賢 一

出 ○ 席 欠 席

10

関 口 浩 幸

出 ○ 席 欠 席

3

寺 田 浩 市

出 席 欠 ○ 席

11

伊 東 普 丈

出 ○ 席 欠 席

4

赤 羽 修 一

出 ○ 席 欠 席

12

田 口 隆 一

出 ○ 席 欠 席

5

高 澤 克 芳

出 席 欠 ○ 席

13

宮 崎 薫

出 ○ 席 欠 席

6

川 島 悦 男

出 ○ 席 欠 席

7

太 田 実

出 ○ 席 欠 席

8

間 々 田 英 治

出 ○ 席 欠 席

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫		
	③	石島稔	出○席欠席	⑬	秋山玉江	出○席欠席
	④	浜山陽子	出○席欠席	⑭		
	⑤			⑮	江川直一	出○席欠席
	⑥			⑯	寺田正彦	出○席欠席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席欠席
	⑨			⑲		
	⑩			⑳	木村民夫	出○席欠席
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主事	高澤茉鈴

1 開会	事務局長	開会宣告（９：００）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、川島委員、太田委員兩名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第１号」		はじめに『議案第１号』農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。この議案には、委員自ら関係する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事参与の制限が適用されますので、赤羽委員には、一時退席をお願いいたします。
農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	（関係委員一時退席）
	事務局次長	事務局より説明をいたさせます。
		議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
		議案書の１ページをお願いいたします。議案第１号は、３件となっております。
		進行番号１でございますが、和田〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、谷郷〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する和田字池田〇〇〇番〇、地目：畑１８６㎡ 外３筆、計１，９３８㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。和田コミュニティセンターの南に位置する和田地内の農振農用地でございます。
		次に進行番号２でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字曾根通〇〇〇番、地目：田、４９９㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。さきたま古墳公園將軍山古墳の東に位置する埼玉地内のご覧の農地でございます。
		次に進行番号３でございますが、犬塚〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、所沢市東狭山ヶ丘〇丁目〇〇〇番地 〇〇 〇〇 〇〇さんが所有する斉條字江中子〇〇〇〇番〇、地目：田、４６２㎡ 外２筆、計１，２６７㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。消防署北分署の北に位置する農振農用地でございます。
		以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調

『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	查しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号につきましては承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。
	議長	(関係委員入室) 赤羽委員に申し上げます。「議案第 1 号」は、原案のとおり承認されました。
	事務局次長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」 ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 2 号は、1 件となっております。 進行番号 1 でございますが、渡柳〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、自己所有の渡柳字神明前〇〇〇〇番〇、地目：畑、5 1 ㎡について、農家住宅の敷地拡張をしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、申請地で農業を営んでおりますが、所有地を精査したところ、敷地の一部の地目が農地であることが判明いたしました。申請地は、昭和 4 5 年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。長福寺の東に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は 2, 0 7 7. 4 2 ㎡になる予定でございます。 以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 2 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、赤羽委員にご報告をお願いいたします。 去る 2 月 2 0 日、私と伊東委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局か
	赤羽委員	

『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について	議長 議長 議長 事務局次長	ら申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。 事務局から議案第 2 号についての説明及び赤羽委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 2 ページをお願いいたします。議案第 3 号は、7 件となっております。 進行番号 1 でございますが、深谷市小前田〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、富士見町〇丁目〇〇番地〇〇 〇〇〇さんが所有する真名板字堂裏〇〇〇〇番〇、地目：畑、4 9 7 m²について、売買により住宅 1 棟 1 2 2. 7 6 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、深谷市内の実家で家族と共に生活しておりますが、居住している家は既に手狭であり、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。真名板高山古墳の北に位置する真名板地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 2 でございますが、株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する前谷字北通〇〇〇番、地目：田、1, 0 0 0 m² 外 1 筆、計 2, 0 0 0 m²について、売買により分譲住宅 6 棟、計 3 3 0. 3 6 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、本市や鴻巣市を中心に住宅建築業務を行っておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地
--	--	---

		であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 6 ページをご覧ください。水道庁舎の南に位置する前谷地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 3 でございますが、小針〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、小針〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する小針字星川〇〇〇番〇、地目：畑、3 6 m²について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、申請地と道路を挟んだ向かい側で飲食店を経営しておりますが、申請地を農地法の手続きを取らず利用しておりました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しております。駐車場の必要性については、店舗の収容人数 4 0 名と比較して店舗前にある 2 台分のスペースでは少ないと考えられ、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 7 ページをご覧ください。星川の南に位置する小針地内の集落に接する農地でございます。 次の進行番号 4 から 6 は、千葉県成田市所〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 進行番号 4 は、野〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する野字北海戸〇〇〇〇番〇、地目：畑、1, 0 5 5 m²について、進行番号 5 は、野〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する野字谷端〇〇〇〇番〇、地目：畑、9 1 m² 外 5 筆、計 1, 2 3 8 m²について、進行番号 6 は、同じく〇〇 〇さんが所有する野字谷端〇〇〇〇番、地目：畑、5 9 5 m² 外 2 筆、計 1, 2 6 1 m²について、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、千葉県成田市に本社を置き、住宅工事業などを行っておりましたが、令和 5 年から太陽光発電事業を展開している法人でございます。この度、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。 進行番号 4 の事業計画は、太陽光パネルを計 1 7 6 枚設置し、発電容量は低圧の 49.5kw、年間発電量が 1 1 万 2, 6 6 0 kwh、進行番号 5 の事業計画は、太陽光パネルを計 1 7 6 枚設置し、発電容量は低圧の 49.5kw、年間発電量が 1 1 万 3, 1 9 7 kwh、進行番号 6 の事業計画は、太陽光パネルを計 1 7 6 枚設置し、発電容量は低圧の 49.5kw、年間発電量が 1 1 万 1, 9 4 9 kwh、であり、それぞれ設備の周囲を高さ 1. 2 m のフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。 事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であるこ
--	--	--

		とから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 8 ページをご覧ください。一番上の斜線が進行番号 4、真ん中が進行番号 5、一番下が進行番号 6 で国道 17 号バイパスの東に位置する野地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 7 でございますが、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が所有する持田字六反沼〇〇番、地目：田、1, 000 m²外 1 筆、計 2, 145 m²について、使用貸借により、農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。 譲受人は、本市に本社を置き、不動産業や土木工事業などを営んでおりますが、今回、盛土をして農地改良を行うものでございます。 申請地は低地で水はけが悪く、ブルーベリー栽培に不向きなため、盛土をして栽培に適した高さにするため、地盤高を 60 cm 程上げたいとのことでございます。 工事期間は 2 ヶ月を予定しており、申請書には隣接地権者の同意書が添付されております。 場所につきましては、位置図の 9 ページをご覧ください。泉小学校の東に位置する持田地内の農振農用地でございます。 以上で議案第 3 号の説明を終わりますが、去る 2 月 20 日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。
	伊東委員	去る 2 月 20 日、私と赤羽委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第 3 号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	関口委員	進行番号 4 ですが、この申請地は家の裏手になるのですが、しばらく前に裏の木を切らせてくれと言われました。切るという前に転用許可や隣地承諾等順序だけ踏まえてくれればよいと話をしたが、その後話はなく今回議案にあがっています。通常、隣地承諾はないかたちで進んでいくのですか。
	事務局次長	本市では隣地から承諾はもらってくださいという話はしております。
	関口委員	これは承諾が得られたかたちであがっているのですか。
	事務局次長	承諾が得られない場合でも同意書は法的に添付要件にはなっておりませんので、添付がない場合でも県に進達しなければなりません。しかし、代理人には近隣に説明してください、承諾書をもらってください、と

『報告事項』		いう話はしています。 順序を踏まえてもらえばいいという話はしたのに、今回なかったので話をしました。同意書は義務ではなく、努力規定のようなものですか。 同意書を求めているのが近隣では本市だけであり、求めている理由のひとつとして、きちんと説明をしているのかどうかの確認のためというのがあります。ただし、近隣市が求めている状況なので本市としても今後いつまで続けられるか検討しなければならないと考えております。 隣地の方が承諾するということはきわめて重要なことだと思います。手続き上踏んでくれればそれでいいと言っているのにそれもやっていないのはどうなのかと思います。 この事業者が本市は初めてというのものもあるかとは思いますが、手続きについてはあらためて話をしたいと思います。 他にございますか。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第３号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (多数挙手) 挙手多数と認めます。よって議案第３号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。 議案書３ページをご覧ください。 (１)、(２)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 (１)「農地法第４条第１項第７号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、２件の届出があり、転用目的は、長屋、住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (２)「農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、５件の届出があり、転用目的は、分譲住宅（４棟）、自己用住宅、駐車場、分譲住宅（１棟）、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 議案書４ページ５ページをご覧ください。 (３)「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。
	事務局次長	
	中村委員	
	事務局次長	
	議長	
	議長	
	議長	
	主事	

6 その他	議長	本件は、11 件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。 つづきまして、その他でございます。 ・北埼玉地区農業委員会協議会研修会の研修資料について ・農業者年金加入促進のための普及資材について ・令和7年度農業委員会総会日程について ・令和7年度地域計画・協議の場開催日程の調整について ・令和7年度スマート農業等推進事業、農産物等病虫害防除対策費補助事業について
7 閉会	事務局長 主事 農政課主査 農政課長 事務局長	以上をもちまして、第21回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 (9 : 39)

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....